

令和 8 年度

富田南部雨水排水施設運転維持管理業務

仕様書

履行場所

周南市野村南町地内外

履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(着手の日から 日間)

業務委託共通仕様書

第 1 章 一 般 事 項

- 1 目 的** この共通仕様書は、発注者の建築物等の点検及び保守、運転・監視、清掃、執行環境測定等の各業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。
- 2 適 用 範 囲** 契約書及び特記仕様書（図面、機器リストを含む。）以外は、本共通仕様書による。
- 3 契約図書の優先順位** 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合、契約図書の優先順位は、次のアからウの順番とする。
- ア 契約書
 - イ 特記仕様書（図面、機器リストを含む。）
 - ウ 共通仕様書
- 4 用 語** この仕様書で使用する用語の定義は、次のアからサまでに定めるところによる。
- ア 点検とは、建築物等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じ対応措置を判断することを含む。
 - イ 保守とは、建築物等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整等の軽微な作業をいう。
 - ウ 運転・監視とは、設備機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御することをいう。
 - エ 清掃とは、汚れを除去すること、汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
 - オ 修理とは、建築物等の劣化した部品若しくは部材又は低下した性能若しくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
 - カ 交換とは、部材、部品、油脂等を取替えることをいう。
 - キ 分解整備（オーバーホール）とは、機器を定期的又は必要に応じ分解し、劣化した部分若しくは部品を修理又は交換することをいう。
 - ク 劣化とは、建築物の全体又は各部材が、当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。

ケ 規定値とは、機器が正常な状態で稼働していることを判断するための諸数値をいう。

コ 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

サ 確認とは、目視あるいは簡単な作動によりその状態を認識することをいう。

5 受注者の負担の範囲

- (1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、特記がある場合に限り受注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料、油脂等（支給材料を除く）は、受注者の負担とする。
- (4) 清掃に必要な資機材は、受注者の負担とする。また、衛生消耗品は、特記がない限り支給品とする。
- (5) 「修理等の措置」の欄に記載されている内容は、特記がある場合に限り実施する。

6 業務責任者

- (1) 業務責任者とは業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。
- (2) 受注者は、業務責任者を定め発注者に届け出る。業務責任者を変更した場合も同様とする。
- (3) 業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

7 業務担当者

- (1) 業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (2) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

8 業務計画書

業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、業務を行う者が有する資格等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を発注者に提出し、協議する。

9 関連法令等の遵守、安全教育の徹底

- (1) 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (3) 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

- 10 危険防止の措置 (1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
(2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を施管理担当者に報告のうえ、当該措置を講じ事故発生を防止する。
- 11 環境法令等の遵守 (1) 環境法令、公害防止協定等の規定に定められている基準値の遵守及び申請・届出手続き等に遺漏のないように徹底を図ること。
(2) 測定記録のチェック及び管理体制を明確にすること。
・測定を適切に行い、その結果を適正に記録すること。
・測定結果を施設の運転管理に適切に反映すること。
・測定結果を複数の者がチェックする体制を整えること。
(3) 公害防止統括者・管理者等の役割及び責任を再確認すること
(4) 従業員教育の徹底を図ること。
- 12 事故防止について (1) 事故防止に関する社内規定、事故発生時の通報体制等の再確認及び関係従事者へ徹底を図ること。
(2) 施設、設備の日常点検及び維持管理の強化を図ること。
- 13 関連業務との調整 業務により別契約となる関連する業務については、業務責任者間で調整をはかる。
- 14 控室等 特記により発注者より提供された控室、仮眠室及び資材置場等(以下控室等という)は善良な管理者の注意をもって、これらを使用しなければならない。

第 2 章 資料等の整理、保管

- 1 関係図面等の整理 関係図面、図書類等の整理保管を行う。
- 2 予備品等の管理 支給された消耗品及び予備品の在庫管理を行う。

第 3 章 業務報告書

- 1 業務報告書 業務の結果を建築保全業務報告書書式等による報告書に記入し、

作業終了後、速やかに発注者に提出する。なお、点検及び
保守運転・監視業務については、必要に応じ劣化状況等を示す写真
及び図面を提出する。

特記仕様書

周南市富田南部の排水区域に係る宅地、農地等の排水を円滑にし、もって地域の安全と発展を図るため、排水ポンプ施設（以下「施設」という。）及び、これに附帯する各種の機器、建物、除塵施設、遊水池、樋門等（以下「附帯設備」という。）の維持管理を目的とするものである。

（委託の施設）

第1条 次に掲げる施設及び附帯設備の維持管理を行う。

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
野村開作排水ポンプ場	周南市野村南町4852番地の11
道源開作排水機場	周南市三笹町4885番地の480
日本製鉄(株)東排水ポンプ場	周南市野村南町4838番地の1
日本製鉄(株)西排水ポンプ場	周南市野村南町4852番地の11
野村開作樋門（3連）	周南市野村南町4852番地の11地先
南陽樋門（4連）	周南市野村南町4852番地の11地先

（業務の内容及び分担）

第2条 委託する業務の範囲及び内容は次のとおりとする。

- （1）排水ポンプ施設・各種機器の点検、運転及び維持管理
- （2）除塵施設の運転、スクリーンの点検及び樋門の維持管理
- （3）建物内の清掃及び施設周辺の管理・除草等
- （4）スクリーン・除塵機の塵芥処理作業及び運搬処分
- （5）野村開作排水ポンプ場天井クレーンの月例点検
- （6）小修繕及び防錆塗布

2. 受注者、発注者及び施設の設置者の業務内容の区分は別表1の「業務内容及び分担表」による。

3. 野村開作及び南陽樋門の業務内容については、第2項並びに別紙「水門・陸閘等の標準操作規則」【農村振興局所管 県管理海岸】に準じた管理を実施すること。

4. 野村開作排水ポンプ場樋門（放流ゲート）の操作及び管理については、第2項並びに別紙「野村開作排水ポンプ場樋門（放流ゲート）操作要領」に基づき実施すること。

（経費の負担区分）

第3条 各施設及び附帯設備の維持管理に係る受注者、発注者及び施設の設置者の負担区分明細は別表2-1、2-2及び2-3のとおりとする。

（施設の操作）

第4条 各施設及び附帯設備の操作維持管理については、別紙1に定める内容を遵守して行うものとする。

(業務責任者の選任)

第5条 受注者は、前条の操作維持管理を行うため、ポンプ施設の知識及び技術等の能力を有する者の中から本業務の責任者を選任しなければならない。

2. 前項の規定により、業務責任者を選任したときは、延滞なくその氏名を書面により、発注者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも同様とする。

第6条 業務責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
- (2) 業務の執行状況を随時発注者に報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。
- (3) 従業員を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。

(業務の報告)

第7条 業務の処理状況を排水運転記録簿及び作業日誌等に記載し、毎月5日以内に発注者に提出するものとする。ただし、点検の結果、異常を発見した場合は、速やかにその状況を発注者に報告し、その対応を協議しなければならない。

(委託期間)

第8条 施設及び附帯設備の維持管理に係る委託期間については、当該年度の1年間とする。

(委託料の支払)

第9条 委託料は毎月均等払いとし、発注者は受注者の提出する適正な請求書に基づき、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(物品の支給)

第10条 発注者は、施設及び附帯設備の維持管理に必要な次の各号に掲げる物品等をその都度又は事前に受注者に支給、貸与又は給付するものとする。

- (1) 施設の操作、保守に要する燃料等（重油、オイル、ペンキ等）
- (2) 通信費等（電話料、電気料、水道料）
- (3) 手押し車
- (4) 草刈り機
- (5) 暖房器具
- (6) その他の備品（事務机、椅子等）

(受注者の義務)

第11条 次の各号を遵守し、施設及び附帯設備の適切な操作及び維持管理を行わなければならない。

- (1) 業務の重要性及び施設並びに附帯設備の構造について十分認識し、業務内容又はその処理方法について精通するよう努めなければならない。
- (2) 火災、盗難、損壊等の事故防止に努め、常に施設、附帯設備及び施設周辺を清掃整備し、排水業務に支障のないよう努めなければならない。
- (3) 第10条に規定する支給資材の乱用を避け、費用の節減に努めなければならない。
- (4) 業務中において緊急若しくは不明な事態が生じた場合は、適切な処置を講じるとともに、速や

かに発注者に連絡しなければならない。

(5) 次の台帳を整備しておかなければならない。

- ① 施設ごとの運転日誌
- ② 作業日誌
- ③ 樋門確認日誌
- ④ 物品受払台帳
- ⑤ その他必要な書類

(業務の負担区分)

第12条 業務の遂行にあたり、善良なる注意を払わなかったことによる損害は受注者が、天災その他不可抗力による損害は発注者がそれぞれ負担する。

(契約の解除)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合にはこの契約の一部又は全部を解除することが出来る。

- (1) 受注者が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者が契約に違反したとき、又は重大な過失があったとき。
- (3) 発注者又は受注者が契約の解除を申出たとき。

(損害賠償)

第14条 受注者は、契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(その他)

第15条 受注者は、契約履行上、仕様書に明記していない事項であっても業務上当然必要な事項はこれを行わなければならない。

2. 前項の場合を除き、仕様書に定めのない事項で必要がある場合及びこの仕様書について疑義を生じた場合には、発注者及び受注者協議の上解決するものとする。

別紙 1

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 野村開作排水ポンプ場、道源開作排水機場、日本製鉄(株)東排水ポンプ場、日本製鉄(株)西排水ポンプ場（以下「野村開作排水ポンプ場等」という。）は、市内富田南部の排水区域に係る宅地、農地等の排水を円滑にし、もって地域の安全と生活環境を保全するために建設された施設である。豪雨時にも機能を停止することなく、遅滞なく対処するとともに、日常から燃料、潤滑油等の危険物の取扱いにも細心の注意をはらって業務にあたらなければならない。

また、スクリーン、除塵機の塵芥処理を行うとともに、各種機器、建築、遊水地、樋門等の維持管理に努め、誠実にその業務を履行するものとする。

(業務の範囲)

第 2 条 業務の適用範囲は、野村開作排水ポンプ場等において、日常の排水処理運転を行うとともに関連施設の整備点検及び機器の保全、スクリーン、ゲート等の塵芥処理を実施し、内外の整備を行い、環境の美化に努め、施設本来の目的達成に備えるものである。

(運転管理)

第 3 条 運転管理は、年間を通じて別紙 2 により、定期的に行うものとする。

2. 受注者は、必要に応じて善良なる管理者の立場に立って運転管理するものとする。

(緊急時の運転)

第 4 条 風水害等緊急事態が予測されるときは、速やかに出勤できるよう、体制を整えなければならない。

2. 緊急時、流入水量、停電の有無等、状況を発注者に報告するとともに、緊急体制を確立し、発注者の指示を受けて適正な運転操作をしなければならない。

(提出書類)

第 5 条 受注者は、契約後 7 日以内に、次の書類を 1 部提出しなければならない。なお、変更があった場合、速やかにそれぞれ書類を提出するものとする。

(1) 連絡網及び組織表（現場管理、安全管理等）

(2) 業務責任者選任届

第 2 章 作業要領

(作業計画等)

第 6 条 受注者は、契約後、速やかに作業計画を作成し、発注者に報告しなければならない。作業計

画書には、次の事項を記載すること。

- (1) 委託概要
- (2) 主要設備
- (3) 業務内容
- (4) 従業員の名簿
- (5) 通常連絡体制
- (6) 緊急時の連絡体制
- (7) 緊急時の人員配置
- (8) 工程表
- (9) 有資格者の名簿
- (10) 安全管理
- (11) その他必要な事項

2. 受注者は、作業計画に従い、誠実にその業務を履行しなければならない。

(機器の点検、整備結果)

第7条 受注者は、機器の点検、整備を行ったときは、点検報告書を毎月10日以内に発注者に報告しなければならない。

2. ただし、点検の結果、異常を発見した場合は速やかにその状況を発注者に報告し、その対応を協議しなければならない。

(維持、修理)

第8条 受注者は、点検整備で発見した不良箇所や故障については、発注者の承認を得て修理しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、小修繕や応急措置を行った後、発注者に報告するものとする。

2. 修理不能の場合、速やかに発注者に報告し、その対策を協議するものとする。

(運転記録)

第9条 受注者は、運転管理状況等を業務報告書に記入し、毎月10日以内に発注者に報告しなければならない。

(安全の確保)

第10条 業務の実施にあたっては、安全の確保を十分留意しなければならない。

(火災の防止)

第11条 受注者は、火元責任者を選任し、火気の始末を徹底させ、火災の防止に努めなければならない。

(盗難の防止等)

第12条 受注者は、現場における設備機器、備品、工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。

(清掃、整頓)

第13条 受注者は、施設内外を適宜清掃するとともに、不要な物品等は整理整頓し、清潔に努めなければならない。

第3章 その他

(完成図書、工具等)

第14条 業務履行上必要と認めた完成図書は、その都度発注者が貸与する。

2. 点検整備、修理に必要な工具類や測定機器類は、受注者の負担とする。

(従業員の服装等)

第15条 従業員には、清潔で作業に安全な服装を着用させること。

(勤務の体制)

第16条 本業務は、24時間の常駐勤務体制とし、常駐勤務における現場事務所(待機場所)は道源開作排水機場に置くものとする。但し、天候及び運転状況によっては野村開作排水ポンプ場にも常駐勤務体制を整えること。

(疑義等)

第17条 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の履行につき疑義が生じた場合は、双方で協議し、円滑に解決を図るものとする。

附則

受注者が変更した場合、新規受注者は旧受注者に、維持管理・運転操作方法等について引継ぎを受けること。その間の旧受注者の日当等は、新規受注者の負担とする。また、この業務委託については、従来より運転員として野村開作住民を雇用していた経緯があり、原則として野村開作住民を2名以上雇用すること。

別紙 2

1. 機器の点検・維持管理

(1) 施設の名称

- ① 野村開作排水ポンプ場
- ② 道源開作排水機場
- ③ 日本製鉄(株)東排水ポンプ場
- ④ 日本製鉄(株)西排水ポンプ場

(2) 主要機器の詳細

施設に設置されている主要機器の明細については別紙 3 に記載

(3) 施設の運転及び点検

① 施設の運転

ア. 野村開作排水ポンプ場はポンプ井水位 T.P-1.1m以下（別図 1）で運転すること。ポンプ井水位計、ポンプ場前水位標、道水路上流水位標（別図 2）の 3 箇所の水位を運転前後に確認すること。その他流入してくる水路の水位確認も行うこと。

イ. 道源開作排水機場 ポンプ井水位 1.3m以下で運転すること。

ウ. 道水路上流水位標、流入水路の水位確認頻度については別途協議の上決定する。

エ. 台風等緊急時に出勤させ、ポンプ運転を別に要請する場合がある。

② 日常点検の確認事項（2回/月）

ア. 主ポンプ・補機等のほこり、汚れの状況

イ. 始動空気圧、空気漏れの有無

ウ. 燃料タンクの燃料の有無、漏れの点検

エ. 潤滑油の有無、オイルストレナー点検

オ. 冷却水の有無、配管等の腐食、漏れの点検

カ. エンジンのターニング

キ. エンジン、補機、自家発等の運転テスト

ク. 電源用バッテリー比重、電圧点検

ケ. ゲート部、スクリーンの作動試験、変形、破損の点検

コ. 各電磁弁作動点検

サ. ポンプその他の機器の異音、振動点検

シ. ポンプベルトの張り、損傷の点検（異音、振動、油量、漏れ等）

ス. 各機器のグリース補給

(4) 付帯設備等の名称

- ① 野村開作排水ポンプ場除塵機及び付帯機器
- ② 各ポンプ場スクリーン
- ③ 樋門

(5) 日常点検の確認事項（2回／月）

（除塵機）

- ア. 除塵機のモーター電流値、チェーンの張り、リミットスイッチの作動状況等
- イ. ベルトコンベアのモーター電流値、ベルトの張り、コロの回転状況等
- ウ. ホッパーの作動状況等
- エ. 自家発の起動テスト、燃料の確認等

（各ポンプ場スクリーン）

- ア. スクリーンの変形、損傷点検

（樋門）

- ア. 樋門の作動試験、グリース補給、損傷の点検

(6) 年次点検

（樋門）

- ア. 樋門廻りに付着した牡蠣の除去

2. 施設清掃及び処理

- (1) 建物内の清掃及び施設周辺の管理、除草等
- (2) スクリーンの塵芥除去
- (3) 除塵機の塵芥処理作業及び運搬処分（ホッパーに蓄積し随時処分する。）

3. 各設備の小修繕及び防錆塗布

4. 計測記録

以下の保守点検記録標を作成し、毎月発注者に報告する。

- (1) 道源開作排水機場点検報告書
- (2) 道源開作排水機場 除塵機点検報告書
- (3) 野村開作排水ポンプ場点検報告書
- (4) 野村開作排水ポンプ場 除塵機点検報告書
- (5) 日本製鉄(株)東排水ポンプ場点検報告書
- (6) 日本製鉄(株)西排水ポンプ場点検報告書
- (7) 雨水ポンプ場燃料費発注状況表
- (8) 野村開作排水ポンプ場、道源開作排水機場運転時間
- (9) 富田南部雨水排水施設運転維持管理業務 運転記録日誌
- (10) 電動ホイスト月例点検表

別添「点検記録様式集」参照

別紙 3

施設及び主要機器の明細

野村開作排水ポンプ場

排水ポンプ 設置台数 4 台

形式 横軸斜流ポンプ

口径 1,200 mm

能力 $4.0\text{m} \times 200 \text{ m}^3/\text{min} \times 200\text{kW} \times 180\text{rpm}$

動力 ディーゼル機関

出力 $200\text{kW} \times 900\text{rpm}$

排水ポンプ 設置台数 1 台

形式 立軸斜流ポンプ

口径 900 mm

能力 $4.5\text{m} \times 150 \text{ m}^3/\text{min} \times 250\text{rpm}$

動力 電動機

出力 160kW

非常用発電機 設置台数 1 台

発電能力 350KVA

動力 ディーゼル機関

出力 $310\text{kW} \times 1,200\text{rpm}$

連続式除塵機 設置台数 3 台

沈砂池排水ポンプ 設置台数 2 台

口径 300 mm

能力 $10.0\text{m} \times 16.0 \text{ m}^3/\text{min} \times 45\text{kw} \times 6\text{P} \times 1200\text{rpm}$

付帯設備 ポンプ制御盤×1 面、防護スクリーン及びポンプ吊上装置 1 式

道源開作排水機場

排水ポンプ 設置台数 2 台

型式 縦軸斜流ポンプ

口径 1,000 mm

能力 $4.7\text{m} \times 132 \text{ m}^3/\text{min} \times 155\text{kW} \times 254\text{rpm}$

動力 ディーゼル機関

出力 $155\text{kW} \times 1,000\text{rpm}$

非常用発電機 設置台数 2 台

発電能力 75KVA

動力 ディーゼル機関

出力 $75\text{kW} \times 1,800\text{rpm}$

間欠式除塵機 設置台数 1 台

日本製鉄(株)東排水ポンプ場

排水ポンプ 設置台数 2 台

型式 電動機駆動横軸斜流ポンプ 1 台

口径 600 mm

能力 $4\text{m} \times 55 \text{ m}^3/\text{min} \times 55\text{kW} \times 830\text{rpm}$

動力 電動機

出力 $6600\text{V} \times 60\text{Hz} \times 55\text{kW} \times 1,170 \text{ rpm}$

型式 ディーゼル機関駆動横軸斜流ポンプ 1 台

口径 1,000 mm

能力 $4\text{m} \times 150 \text{ m}^3/\text{min} \times 155\text{kW} \times 220\text{rpm}$

動力 ディーゼル機関

出力 $155\text{kW} \times 750\text{rpm}$

スクリーン

日本製鉄(株)西排水ポンプ場

排水ポンプ 設置台数 2 台

型式 電動機駆動横軸斜流ポンプ 1 台

口径 1,000 mm

能力 $4\text{m} \times 150 \text{ m}^3/\text{min} \times 150\text{kW} \times 210\text{rpm}$

動力 電動機

出力 $6600\text{V}/3300\text{V} \times 60\text{Hz} \times 150\text{kW} \times 1,180 \text{ rpm}$

型式 ディーゼル機関駆動横軸斜流ポンプ 1 台

口径 1,000 mm

能力 $4\text{m} \times 150 \text{ m}^3/\text{min} \times 150 \text{ kW} \times 210\text{rpm}$

動力 ディーゼル機関

出力 $150\text{kW} \times 720\text{rpm}$

スクリーン

野村開作樋門

構造 鉄筋コンクリート スライドゲート

幅 1.4m

高さ 1.4m

連数 3

形式 手動

南陽樋門

構造 鉄筋コンクリート スライドゲート

幅 1.4m

高さ 1.4m

連数 4

形式 手動

別表 1

業務内容及び分担表

作業項目	作業 時期等	作業内容と手順	発注者	受注者	備考
1 ポンプの運転	運転前	ポンプ井、導水路の水位確認		○	
		始動前点検		○	
		ポンプ起動動作確認		○	
	運転中	運転中の状況確認		○	
	停止時	ポンプ井、導水路の水位確認		○	
		ポンプ停止動作確認		○	
2 塵芥の処理	必要の 都度	スクリーン、除塵機前の状況確認		○	
		塵芥の掻揚、除塵機の運転		○	
		ホッパー等への貯留及び貯留量の確認		○	
	満杯時	発注者、処分業者への連絡		○	
		塵芥処分費	○		
3 設備の管理 日常点検と清掃 不具合、異常の 発見 修繕等	日常	施設の清掃、日常の点検の実施		○	
	必要の 都度	発注者、設置者に報告し、対応の指示を仰ぐ		○	
	必要の 都度	1 修繕等を要する箇所の報告		○	設置者も含む
2 施設の修繕等の負担		○		設置者	
3 修繕時の立会			○		
4 消耗品の調達	必要の 都度	1 受注業者の被服費及び事務用品		○	
		2 オイル等の調達及び費用は経費の負担区分による	○		日本製鉄東、西排水ポンプ場は日本製鉄(株)が負担
5 燃料等の調達	必要の 都度	重油等の調達及び費用は経費の負担区分による	○		日本製鉄東、西排水ポンプ場は

					日本製鉄株が負担
6 労働安全推進		労働安全の推進		○	
7 緊急時の対応	必要の都度	風水害等による施設の破損時の協議、対応	○	○	
8 事故発生時の対応	必要の都度	1 機器の破損、油等の漏洩、流入など事故発生及び事故発生が予測される場合は応急措置を取り直ちに発注者に報告、協議	○	○	日本製鉄東、西排水ポンプ場は日本製鉄株にも報告
	必要の都度	2 事故原因究明の結果、受注業者に責がある場合の損害賠償責任の負担		○	
9 各種業務報告書の提出	契約時	業務計画書		○	
	毎月	1 運転記録日誌		○	日本製鉄東、西排水ポンプ場は日本製鉄株にも提出
		2 機器の点検報告書（各施設のポンプ及び除塵機）		○	
		3 野村開作排水ポンプ場、道源開作排水機場運転時間		○	
		4 燃料費発注状況表		○	
		5 野村開作排水ポンプ場天井クレーン点検表		○	
1年	6 樋門の管理記録（県の様式）		○		

別表 2 - 1

野村開作排水ポンプ場の経費負担区分

設置者 周南市

区 分	発注者	受注者	設置者	備 考
ポンプ設備、その他修理			○	
その他施設・設備、修理等			○	
光熱水費	○			
通信費	○			
消耗品	○			受注業者の被服費及び事務用品は除く
塵芥等の処分費	○			
従業員労務費		○		
従業員の福利厚生費		○		
従業員の研修費		○		
受注者の事務経費		○		

別表 2 - 2

道源開作排水機場の経費負担区分

設置者 山口県

区 分	発注者	受注者	設置者	備 考
ポンプ設備、その他修理			○	
その他施設・設備、修理等			○	
光熱水費	○			
通信費	○			
消耗品	○			受注業者の被服費及び事務用品は除く
塵芥等の処分費	○			
従業員労務費		○		
従業員の福利厚生費		○		
従業員の研修費		○		
受注者の事務経費		○		

別表 2 - 3

日本製鉄(株)東排水ポンプ場及び日本製鉄(株)西排水ポンプ場の経費の負担区分
 設置者 日本製鉄株式会社

区 分	発注者	受注者	設置者	備 考
ポンプ設備、その他修理			○	
その他施設・設備、修理等			○	
光熱水費			○	
通信費	—	—	—	
消耗品			○	受注業者の被服費及び事務用品は除く
塵芥等の処分費	○			
従業員労務費		○		
従業員の福利厚生費		○		
従業員の研修費		○		
受注者の事務経費		○		

点検記録様式集

※ 点検に必要な項目の記載があれば様式の変更は可

道源開作排水機場点検報告書

(令和 年 月分)

	点検項目	ポイント	点検日				記事
			日	日	日	日	
外観	室内清掃状態	ほこり、汚れはないか					
	主エンジン、主ポンプ	〃					
	配電盤、機器	〃					
	補機、発電機	〃					
空気系	始動空気槽の圧力	22kg/cm ² 以上あるか					
	始動空気槽のドレン	ドレンの抜取り					
	空気槽、配管のもれ	接続部 外					
燃料油系	燃料油の量	貯蔵タンク、小出槽					
	配管のもれ	接続部 外					
	油こし器	2回以上廻す					
潤滑油系	潤滑油の量	量、汚れ					
	プライミング	0.5kg/cm ² 以上あげる					
	配管のもれ	接続部 外					
	油こし器	2回以上廻す					
	減速機、軸受	量、汚れ					
冷却水系	冷却水量	量、汚れ					
	配管のもれ	接続部 外					
ターニング	主エンジン ターニング	No.1 7回テスト					
		No.2 〃					
運転テスト	主エンジン 起動運転	No.1 運転テスト					
		No.2 〃					
	各補機、運転	運転テスト					
ゲート	自家発電運転	〃					
	吸入、吐出ゲート	〃					
スクリーン	スクリーン	変形、破損はないか					
	バッテリー						
バッテリー	操作電源用バッテリー	比重、液量、充電					
	自家発電用バッテリー	〃					
電気系	操作、主回路	配線、リレー					
	表示灯	ランプ切れ					
	端子盤	過熱、異臭					
	機器、電磁弁	作動状況					
備考							

チェック記号	
○	良
△	手直し
×	不良

責任者	点検者

道源開作排水機場 除塵機点検報告書

(令和 年 月分)

機器	点検項目	ポイント	点検日				記事
			日	日	日	日	
掻揚機	外観	腐蝕、破損					
	操作盤、電動機	ほこり、異臭、過熱					
	掻揚爪	曲り、外れ、ガタ					
	掻揚状況	ごみの揚がりの具合					
コンベヤ	電動機、配線	汚れ、異臭、過熱					
	ベルト	ずれ、破れ					
	コロ、軸受	回転具合、異常					
	ゴミ運搬状況	順調か					
ホッパー	外観	汚れ、破損					
	ごみの溜り具合	順調か					
	電動機、配線	異臭、過熱					
照明	電球	球切れはないか					
	器具	破損、腐蝕					
	配線	外傷、過熱					
備考							

チェック記号	
○	良
△	手直し
×	不良

責任者	点検者

野村開作排水ポンプ場点検報告書

(令和 年 月分)

	点検項目	ポイント		点検日				記事
				1日	15日	日	日	
外観	室内清掃状態	ほこり、汚れはないか						
	主エンジン、主電動機、主ポンプ	〃						
	配電盤、機器	〃						
	補機、発電機	〃						
空気系	始動空気槽の圧力	22kg/cm ² 以上あるか						
	始動空気槽のドレン	ドレンの抜取り						
	空気槽、配管のもれ	接続部 外						
燃料油系	燃料油の量	貯蔵タンク、小出槽						
	燃料配管のもれ	接続部 外						
	燃料油こし器	2回以上廻す						
潤滑油系	潤滑油の量	量、汚れ						
	潤滑油のプライミング	0.5kg/cm ² 以上あげる						
	潤滑油配管のもれ	接続部 外						
	潤滑油こし器	2回以上廻す						
	減速機、軸受	量、汚れ						
冷却水系	冷却水量	量、汚れ						
	冷却水配管のもれ	接続部 外						
ターニング	主エンジン ターニング	No.2	7回以上					
		No.3	〃					
		No.4	〃					
		No.5	〃					
運転テスト	起動運転	No.2	運転テスト					
		No.3	〃					
		No.4	〃					
		No.5	〃					
		No.6	〃					
	各補機、運転	運転テスト						
	自家発電運転	〃						
(天井クレーン)	フックブロック	フックナット回止状況						
		シーブ損傷の有無						
		吊りワイヤ外止状況						
	フック	亀裂・摩耗の状況						
		口の開き・変形の有無						
	ワイヤーロープ	キンク・断線の有無						
摩耗・腐食の状況								
バッテリー	操作電源用バッテリー	整流器出力(電圧確認)						
		蓄電池(電圧確認)						
		外観確認						

ゲート	主ゲート	作動状況						(79A) (79A) (400V)
	除塵機	〃						
	スクリーン	変形、破損はないか						
電気系	操作、主回路	配線、リレー						
	表示灯	ランプ切れ						
	端子盤	過熱、異臭						
	盤内機器、電磁弁	作動状況						
沈砂池ポンプ	異音、振動、電流値、吐出圧	No.1	運転テスト					
		No.2	運転テスト					
	排水ポンプ制御盤	電圧値、ランプテスト						
	防護スクリーン	変形、破損、し渣等はないか						
	ポンプ吊り上げ装置	作動状況						
備考								

チェック記号	
○	良
△	手直し
×	不良

責任者	点検者

野村開作排水ポンプ場除塵機点検報告書

(令和 年 月分)

機器	点検項目	ポイント	点検日		記事
			日	日	
掻揚機	外観	腐蝕、破損等			
	操作盤	異臭、過熱			
	1号Mo電流値	定格電流以下			
	2号Mo電流値	〃			
	3号Mo電流値	〃			
	モーター	異音、発熱			
	減速機	異音、油量			
	リミットスイッチ	作動確認			
水平コンベヤー	照明	球切れ			
	ドラムモーター	異音、発熱			
	Moの電流値	定格電流以下			
	平ベルト	亀裂、張り、蛇行			
	非常停止SW	作動テスト			
ホイスト	外観	腐蝕、破損等			
	巻き上げ、巻き下げ	作動状況			
	ゴミの溜り具合	運搬が必要か			
ゲート	主ゲート	作動状況、錆等			
	南陽樋門	外観点検			
	野村開作樋門	外観点検			
備考					

チェック記号	
○	良
△	手直し
×	不良

責任者	点検者

日本製鉄東排水ポンプ場点検報告書

(令和 年 月分)

	点検項目	ポイント	点検日				記事
			日	日	日	日	
外観	室内清掃状態	ほこり、汚れはないか					
	主エンジン、主ポンプ	〃					
	配電盤、機器	〃					
	補機、発電機	〃					
空気系	始動空気槽の圧力	22kg/cm ² 以上あるか					
	始動空気槽のドレン	ドレンの抜取り					
	空気槽、配管のもれ	接続部 外					
燃料油系	燃料油の量	貯蔵タンク、小出槽					
	配管のもれ	接続部 外					
	油こし器	2回以上廻す					
潤滑油系	潤滑油の量	量、汚れ					
	プライミング	0.5kg/cm ² 以上あげる					
	配管のもれ	接続部 外					
	油こし器	2回以上廻す					
	減速機、軸受	量、汚れ					
冷却水系	冷却水量	量、汚れ					
	配管のもれ	接続部 外					
ターニング	主エンジン ターニング	No.1 7回テスト					
		No.2 〃					
運転テスト	主エンジン 起動運転	No.1 運転テスト					
		No.2 〃					
	各補機、運転	運転テスト					
	自家発電運転	〃					
ゲート	主ゲート	作動状況					
	吸入、吐出ゲート	〃					
	スクリーン	変形、破損はないか					
バッテリー	操作電源用バッテリー	比重、液量、充電					
	自家発電用バッテリー	〃					
電気系	操作、主回路	配線、リレー					
	表示灯	ランプ切れ					
	端子盤	過熱、異臭					
	機器、電磁弁	作動状況					
備考							

チェック記号	
○	良
△	手直し
×	不良

責任者	点検者

日本製鉄西排水ポンプ場点検報告書

(令和 年 月分)

	点検項目	ポイント	点検日				記事
			日	日	日	日	
外観	室内清掃状態	ほこり、汚れはないか					
	主エンジン、主ポンプ	〃					
	配電盤、機器	〃					
	補機、発電機	〃					
空気系	始動空気槽の圧力	22kg/cm ² 以上あるか					
	始動空気槽のドレン	ドレンの抜取り					
	空気槽、配管のもれ	接続部 外					
燃料油系	燃料油の量	貯蔵タンク、小出槽					
	配管のもれ	接続部 外					
	油こし器	2回以上廻す					
潤滑油系	潤滑油の量	量、汚れ					
	プライミング	0.5kg/cm ² 以上あげる					
	配管のもれ	接続部 外					
	油こし器	2回以上廻す					
	減速機、軸受	量、汚れ					
冷却水系	冷却水量	量、汚れ					
	配管のもれ	接続部 外					
ターニング	主エンジン ターニング	No.1 7回テスト					
		No.2 〃					
運転テスト	主エンジン 起動運転	No.1 運転テスト					
		No.2 〃					
	各補機、運転	運転テスト					
	自家発電運転	〃					
ゲート	主ゲート	作動状況					
	吸入、吐出ゲート	〃					
	スクリーン	変形、破損はないか					
バッテリー	コンプレッサーバッテリー	比重、液量、充電					
	自家発電用バッテリー	〃					
電気系	操作、主回路	配線、リレー					
	表示灯	ランプ切れ					
	端子盤	過熱、異臭					
	機器、電磁弁	作動状況					
備考							

チェック記号	
○	良
△	手直し
×	不良

責任者	点検者

令和 年 月 雨水ポンプ場燃料費発注状況表

区 分		道源開作 排水機場		野村開作 排水ポンプ場	合 計	摘 要
No.	月/日	A重油	軽油	A重油		
1	/	kL	kL	kL	kL	
2	/	kL	kL	kL	kL	
3	/					
4	/					
5	/					
6	/					
7	/					
8	/					
9	/					
10	/					
合 計		kL	kL	kL	kL	

A重油発注先：

令和 年 月 雨水ポンプ場し渣搬出状況表

区 分		道源開作 排水機場	野村開作 排水ポンプ場	合 計	摘 要
No.	月/日				
1	/	m ³	m ³	m ³	
2	/	m ³	m ³	m ³	
3	/				
4	/				
5	/				
6	/				
7	/				
合 計		m ³	m ³	m ³	

野村開作排水ポンプ場・道源開作排水機場運転時間(月分) 2

単位:分

日	曜日	除塵機		野村沈砂池No.1		野村沈砂池No.2		道源			
		運転時間	累 計	運転時間	累 計	運転時間	累 計	運転時間	累 計		
1			0		0		0		0		
2			0		0		0		0		
3			0		0		0		0		
4			0		0		0		0		
5			0		0		0		0		
6			0		0		0		0		
7			0		0		0		0		
8			0		0		0		0		
9			0		0		0		0		
10			0		0		0		0		
11			0		0		0		0		
12			0		0		0		0		
13			0		0		0		0		
14			0		0		0		0		
15			0		0		0		0		
16			0		0		0		0		
17			0		0		0		0		
18			0		0		0		0		
19			0		0		0		0		
20			0		0		0		0		
21			0		0		0		0		
22			0		0		0		0		
23			0		0		0		0		
24			0		0		0		0		
25			0		0		0		0		
26			0		0		0		0		
27			0		0		0		0		
28			0		0		0		0		
29			0		0		0		0		
30			0		0		0		0		
31			0		0		0		0		
合計		0	0	0	0	0	0	0	0		
備考											

記録者	確認

月 日

1 野村開作排水ポンプ場

号	ポンプ能力	開始時間	運転時間	小計	累計	連絡事項
2	D-200m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
3	D-200m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
4	D-200m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
5	D-200m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
6	M-150m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
運転回数	0回	排水量	t/h	ゴミ運搬台数	搬出量	t
燃料	使用 0ℓ	残量 0ℓ	累計 0ℓ	2t車 4t車	台	台

号	ポンプ能力	開始時間	運転時間	小計	累計	連絡事項
1	沈砂地排水 P-16m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
2	沈砂池排水 P-16m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
運転回数	0回	排水量	t/h			

2 日本製鉄㈱西排水ポンプ場

号	ポンプ能力	開始時間	運転時間	小計	累計	連絡事項
1	M-150m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
2	D-150m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
電力	本日	前日	差	累計		
運転回数	0回	排水量	t/h	ゴミ運搬台数	搬出量	t
燃料	使用 0ℓ	残量 0ℓ	累計 0ℓ	2t車 4t車	台	台

3 道源開作排水機場

号	ポンプ能力	開始時間	運転時間	小計	累計	連絡事項
1	D-120m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
2	D-120m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
目	No.1	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
発	No.2	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
運転回数	0回	排水量	t/h	ゴミ運搬台数	搬出量	t
燃料	使用 0ℓ	残量 0ℓ	累計 0ℓ	2t車 4t車	台	台

4 日本製鉄㈱東排水ポンプ場

号	ポンプ能力	開始時間	運転時間	小計	累計	連絡事項
1	M-55m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
2	D-150m3/min	:	min	0 min	0 min	
		:	min			
		:	min			
		:	min			
電力	本日	前日	差	累計		
運転回数	0回	排水量	t/h	ゴミ運搬台数	搬出量	t
燃料	使用 0ℓ	残量 0ℓ	累計 0ℓ	2t車 4t車	台	台

5 野村除塵機(3台同時運転)

開始時間	運転時間	開始時間	運転時間	小計	累計	連絡事項
:	min	:	min	0 min	0 min	
:	min	:	min			
:	min	:	min			
:	min	:	min			
除草	場所	人数	時間			
			min			

6 その他

--

参考

水門・陸閘等の標準操作規則

【農村振興局所管 県管理海岸】

農林水産部 農村整備課

平成29年4月

目 次

第1章 総 則	-----	(第1条～第3条)
第2章 水門・陸閘等の操作基準	-----	(第4条～第5条)
第3章 水門・陸閘等の操作の方法等	-----	(第6条)
第4章 操作員の安全の確保等	-----	(第7条～第10条)
第5章 雑 則	-----	(第11条～第14条)
附則		

第1章 総則

(適用)

第1条 この規則は、山口県（以下「県」という。）が管理する海岸保全施設のうち、護岸・堤防等に設置している水門・樋門・陸閘等（以下「水門・陸閘等」という。）の開閉操作について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 水門・陸閘等の開閉操作は、高潮・津波等の異常気象時に背後地への浸水を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規則において「操作員」とは、水門・陸閘等の開閉操作を行う直接の操作者のことをいう。

第2章 水門・陸閘等の操作基準

(水門・陸閘等の閉鎖)

第4条 以下の場合に水門・陸閘等の閉鎖操作を行うものとする。

- (1) 水門・陸閘等が設置されている市町に、「高潮警報」、「高潮特別警報」又は「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」（以下、「高潮警報等」という。）が発表されたとき。
- (2) その他、台風接近による高潮注意報発表時等、県が水門・陸閘等を閉鎖する必要があると判断し、県が管理受託者（以下「受託者」という。）に操作を指示した場合。
- (3) ただし、操作員の安全が確保されない場合においては、この限りでない。

(水門・陸閘等の開放)

第5条 以下の場合に水門・陸閘等の開放操作を行うものとする。

- (1) 水門・陸閘等が設置されている市町に発表されている「高潮警報等」が解除され、背後地域への影響がないと認められた場合。（県が閉鎖を指示した場合の高潮注意報含む）
ただし、陸閘については可能な限り全閉しておくものとする。
- (2) その他、県が水門・陸閘等を開放する必要があると判断し、県が受託者に操作を指示した場合。
- (3) ただし、操作員の安全が確保されない場合においては、この限りではない。

第3章 水門・陸閘等の操作の方法等

(操作の方法等)

第6条 水門・陸閘等ごとに定められた方法により、操作を行う。

- 2 水門・陸閘等の操作は、不測の事態への対応や確実な情報収集を行うため、基本的に複数名で行うものとする。
- 3 操作員は、水門・陸閘等の閉鎖、または開放操作が完了したときは、速やかに受託者にその旨を報告するものとする。受託者は、その報告を受け、県に報告するものとする。
- 4 操作員は、水門・陸閘等の閉鎖、または開放操作ができない場合、水門・陸閘等の異常等を発見した場合及び応急対応を行った場合は、速やかに受託者にその旨を報告するものとする。受託者は、その報告を受け、県に報告するものとする。

第4章 操作員の安全の確保等

(操作員の安全の確保)

第7条 操作員は、気象庁から発表された津波到達予想時刻等を基に算出した退避時刻を経過する前に、操作を完了、または中止し、安全な場所に退避するものとする。

- 2 前項に定めるほか、操作員は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
- 3 県、または受託者は、津波到達予想時刻や現場状況等から安全に水門・陸閘等の開閉操作を行えないと判断する場合、操作員に退避を指示するものとする。
- 4 操作員は、第1項から第3項の規定により、退避が完了した際は、速やかに受託者に報告しなければならない。受託者は、その報告を受け、県に報告するものとする。
- 5 操作員が安全に操作・退避するための水門・陸閘等の操作・退避経路、退避場所及び操作・退避に関する設定時間については、県、受託者及び操作員の間であらかじめ定めておく。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第8条 水門・陸閘等の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

- 2 前項の訓練は、現場で操作する者が参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作・退避に係る基準等を変更するものとする。

(施設の維持管理)

第9条 受託者は、施設保全に万全を期するため、毎月1回、施設の点検を行い、異常箇所の早期発見等に努めるものとする。

2 受託者は、前項の点検により、施設の異常を発見したとき、または施設に重大な影響を及ぼす事態の発生が予測されるとき、もしくはその事態が発生したときは直ちに応急措置を講じるとともに、その旨を県に報告するものとする。この場合の費用の負担については県と受託者の協議の上、別に定める。

3 受託者は、施設の点検を行った場合、その点検結果等について記録するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第10条 操作員は、水門・陸閘等の操作の際に、通行する車両等の安全を確保するため、必要な措置を講じるものとする。

第5章 雑則

(操作に関する記録)

第11条 県は、水門・陸閘等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 水門・陸閘等を操作した理由、操作した水門・陸閘等の名称、操作年月日、操作時刻、操作状況
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に記載を必要とする事項

(記録の保存)

第12条 県は、操作に関する記録を整理し、これを保存するものとする。

(関係機関への通知)

第13条 県、または受託者は、第7条の規定に基づき操作員を退避させることにより、水門・陸閘等の操作をしない場合について、関係機関へその旨通知するものとする。

(細則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、県が定める。

附則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

野村開作排水ポンプ場樋門(放流ゲート)操作要領

第1章 総則

(適用)

第1条 この要領は、野村開作排水ポンプ場樋門の開閉操作について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 樋門の操作は、高潮・津波等の異常気象時に樋門上流側への浸水を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要領において「樋門」とは、吐出水槽放流ゲートのことをいう。

2 この要領において「操作員」とは、樋門の開閉操作を行う直接の操作者のことをいう。

3 この要領において「機側操作」とは、樋門に設置した操作盤において海、雨水幹線等の状況を目視で確認しながら行う操作をいう。

第2章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第4条 受注者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

(1) 周南市に「高潮警報」、「高潮特別警報」又は「津波注意報」、「津波警報」、「大津波警報」(以下、「高潮警報等」という。)が発表されたとき。

(2) 高潮又は遡上した津波により樋門から逆流のおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第5条 受注者は警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。

(2) 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検(予備電源設備の試運転を含む。)及び整備を行うこと。ただし津波警報が発表されている場合には機側での作業は行わないこと。

(3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(4) 第7条の操作を行っている場合において、現場の状況を踏まえて総合的に勘案し、機側操

作が安全に行えないと判断される場合には、機側操作員に退避を指示すること。

(5) 緊急を要する場合には、機側操作員自らの判断で退避できるものとし、退避後速やかに退避場所及び退避時の操作状況の報告をさせること。

(6) その他樋門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第6条 受注者は、高潮、津波が終わったとき、又は高潮、津波に至ることがなく高潮、津波が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第3章 樋門の操作の基準及び方法

(樋門の閉鎖)

第7条 以下の場合に樋門の閉鎖操作を行うものとする。

- (1) 高潮警報等が発表されたとき。
- (2) その他、台風接近による高潮注意報発表時等、市が樋門を閉鎖する必要があると判断し操作を指示した場合。
- (3) ただし、操作員の安全が確保されない場合においては、この限りでない。

(樋門の開放)

第8条 以下の場合に樋門の開放操作を行うものとする。

- (1) 高潮警報等が解除され、上流地域への影響がないと認められた場合。
- (2) その他、市が樋門を開放する必要があると判断し操作を指示した場合。
- (3) ただし、操作員の安全が確保されない場合においては、この限りでない。

(平水時における操作基準)

第9条 平水時は、樋門のゲートを全開にしておくものとする。

(操作基準の特例)

第10条 市は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前三条の規定する基準以外の基準により樋門操作を指示することができるものとする。

(操作の方法等)

第11条 樋門は定められた方法により、操作を行う。

- 2 樋門の操作は、不測の事態への対応や確実な情報収集を行うため、基本的に複数名で行うものとする。
- 3 出水時における樋門操作については、水位・流向等の情報を活用することを基本とする。

4 樋門上流側の水位(内水位)、樋門下流側の水位(外水位)及び流向等を踏まえ、樋門操作を行うことを基本とする。外水位が、逆流した場合に内水被害発生が予見される水位(堤内最低地盤高)以上の場合、次の操作を行う。

(1) 逆流が始まるまでは樋門のゲートを全開にする。

(2) 逆流が始まったときは樋門のゲートを全閉にする。

(3) 逆流防止のために樋門のゲートを全閉している場合において、外水位が下がり、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開にする。

5 樋門操作にあたっては、内外水位に急激な変動を生じさせないように留意するものとする。

6 操作員は、樋門の閉鎖、または開放操作が完了したときは、速やかに市にその旨を報告するものとする。

7 操作員は、樋門の閉鎖、または開放操作ができない場合、樋門の異常等を発見した場合及び応急対応を行った場合は、速やかに市にその旨を報告するものとする。

第4章 操作員の安全の確保等

(操作員の安全の確保)

第 12 条 操作員は、気象庁から発表された津波到達時刻をもとに安全に退避できる時刻を経過する前に、操作を完了、または中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるほか、操作員は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

3 市、または受注者は、津波到達予想時刻や現場状況等から安全に樋門の開閉操作を行えないと判断する場合、操作員に退避を指示するものとする。

4 操作員は、第1項から第3項の規定により、退避が完了した際は、速やかに受注者に報告しなければならない。受注者は、その報告を受け、市に報告するものとする。

5 操作員が安全に操作・退避するための樋門の操作・退避経路、退避場所及び操作・退避に関する設定時間については、市、受注者及び操作員の間であらかじめ定めておく。

ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

第5章 雑則

(施設の維持管理)

第 13 条 受注者は、施設保全に万全を期すため、毎月1回、施設の点検を行い、異常箇所の早期発見等に努めるものとする。

2 受注者は前項の点検により、施設の異常を発見したとき、または施設に重大な影響を及ぼす事態の発生が予測されるとき、もしくはその事態が発生したときは、直ちに応急措置を講じるとともに、その旨を市に報告するものとする。

3 受注者は、施設の点検を行った場合、その点検結果等について記録するものとする。

(観測)

第 14 条 受注者は、樋門の上下流の水位その他樋門を操作するため必要な事項の観測をするものとする。

(操作に関する記録)

第 15 条 受注者は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 樋門を操作した理由、操作年月日、操作時刻、操作状況
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に記載を必要とする事項

(記録の保存)

第 16 条 市は、操作に関する記録を整理し、これを保存するものとする。

(関係機関への通知)

第 17 条 市、または受注者は第7条の規定に基づき操作員を退避させることにより、樋門の操作をしない場合について、関係機関へその旨通知するものとする。

(訓練)

第 18 条 樋門の操作の机上又は実地における訓練を、年1回以上行うものとする。

- 2 前項の訓練は、現場で操作するものが参加したものでなければならない。
- 3 第1項に規定する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作要領を変更するものとする。

(細則)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施のために必要な事項は、市が定める。

附則

本操作要領は、令和3年6月7日から施行する。

附則

改正後の本操作要領は、令和4年3月15日から施行する。